

平成25年(ワ)第46号, 同第220号, 平成26年(ワ)第224号

損害賠償請求事件

原 告 武田悦子 ほか1573名

被 告 国 ほか1名

第9準備書面

平成27年7月15日

福島地方裁判所いわき支部 御中

被告国訴訟代理人弁護士

樋 渡 利 美 

被告国指定代理人

岩 崎 慎 


寺 岡 拓 也 

千 葉 健 一 

大 友 亮 介 

杉 山 典 子 

宮 崎 繁 人 

瀬 島 由 紀 子 

前 沢 智 樹 

菊 池 憲 久 

澁 谷 正 樹 

佐 藤 友 弥 

角	掛	幹	也	邊
松	田	朋	子	邊
森	脇	聡	巳	邊
黒	石	達	弥	邊
小	館	卓	司	邊
樋	口	義	明	邊
志	賀	富士夫		邊
鶏	徳	学		邊
由	利	忠	晴	由利
渡	邊	雄	一	邊
千	葉		基	千葉
鶴	園	孝	夫	邊
武	田	龍	夫	邊
泉		雄	大	邊
三	田	裕	信	邊
竹	本		亮	邊
村	川	正	徳	邊
中	川	幸	成	邊
木	村	真	一	邊
青	木	一	哉	邊
村	田	真	一	邊

足	立	恭	二	渡邊
荒	川	一	郎	渡邊
忠	内	巖	大	渡邊
熊	谷	和	宣	渡邊
照	井	裕	之	渡邊
森	田		深	渡邊
鈴	木	健	之	渡邊
谷	川	泰	淳	渡邊
内	山	則	之	渡邊
齋	藤	哲	也	渡邊
森	野	央	士	渡邊
石	井	大	貴	渡邊
加	藤	彰	二	渡邊
村	上		豐	渡邊
金	井	貴	大	渡邊
細	川	成	己	渡邊
梅	原	徹	也	渡邊
川	原	佑	介	渡邊
常	泉	周	二	渡邊
永	島	徹	也	渡邊
近	藤	智	洋	渡邊

石 塚 哲 朗 瀧
黒 瀬 絢 子 瀧
大 澤 友里恵 瀧
秦 康 之 瀧
浜 島 直 子 瀧
山 本 泰 生 瀧
一 井 里 映 瀧
富 田 茉 莉 瀧
飯 野 祐 平 瀧
五 味 俊太郎 瀧
在 原 雅 乃 瀧

第1	はじめに	1
第2	溢水勉強会における報告結果をもって、被告国に本件事故に至る程度の津波の到来の予見可能性があったと認めることはできないこと	2
1	原告らの主張	2
2	被告国の反論	2
第3	土木学会津波評価部会のアンケート結果は、被告国の予見可能性を基礎づけるものではなく、長期評価の信頼性の根拠となるものともいえないこと	2
1	原告らの主張	3
2	被告国の反論	3
第4	長期評価の取扱いに関する中央防災会議の判断が不当であるとする原告らの主張が失当であること	4
1	原告らの主張	4
2	被告国の反論	5
第5	被告国が原子力の安全確保についての責任を果たさなかったという原告らの主張が失当であること	6
1	原告らの主張	6
2	被告国の反論	7

第1 はじめに

被告国は、本準備書面において、原告らの2015（平成27）年3月12日付け準備書面(21)（以下「原告ら準備書面(21)」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

原告らは、原告ら準備書面(21)において、添田孝史氏（以下「添田氏」という。）の著作「原発と大津波 警告を葬った人々」（甲B第48号証）の記載内容を引用して、被告らが、平成14年7月あるいは遅くとも平成18年までには、地震及びこれに伴う津波により原子炉施設が水没して全電源喪失に陥り炉心が溶融して放射性物質が施設外に大量放出されるという重大事故が発生する可能性を認識し得た旨主張する。

しかしながら、添田氏は、国会事故調査委員会で協力調査員として津波分野の調査を担当した経験を有するジャーナリストにすぎず、原子力施設の技術や規制分野に関する専門的、技術的知見を有する者ではないし、地震や津波に関する専門的、科学的知見を有する者でもない上、自ら入手した断片的な資料や、一部の関係者の断片的な発言を取り上げて、臆測も交えた意見を述べるにすぎない。

この点においても、既に主張しているとおり、そもそも添田氏の意見が依拠する太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書（4省庁「報告書」）、溢水勉強会及び長期評価は、いずれも本件における被告国の予見可能性を基礎づけるものではなく、また、被告国は、原子力の安全確保に努めてきたのであるから、これに基づいて被告国が原子力の安全確保を怠ってきたかのようにいう添田氏の意見は前提を誤っており、これに依拠する原告らの主張も失当である。被告国は、これらの点につき、これまでの主張をふえんして述べる。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第2 溢水勉強会における報告結果をもって、被告国に本件事故に至る程度の津波の到来の予見可能性があったと認めることはできないこと

1 原告らの主張

原告らは、平成18年5月11日に開催された溢水勉強会の第三回会合で、「敷地高10mを超える津波が来た場合には、本件事故と同様の電源喪失の事態に陥ることが正確に予測されていた」と主張する（原告ら準備書面(21)10～11ページ）。

2 被告国の反論

しかしながら、既に被告国第2準備書面（60～77ページ）で述べたとおり、溢水勉強会は、飽くまで、津波の高さの仮定に加えて、仮定した津波の高さが継続して到来する（継続時間を設定せず、無限時間継続する）という条件を設定した上での影響評価を行って見たものであって、この影響評価の結果から、O. P. +14メートルあるいはO. P. +10メートルの津波が到来するとの具体的危険性を認識していたとはいえない。津波の規模・影響等には種々の不確定要素が関わっていることから、様々な条件を仮定して科学的な研究・検討を進めることは当然あり得べきことではあるが、だからといって、仮定した条件の一つ一つについて具体的に予見していたなどといえないことは明らかであって、両者を混同してはならない。O. P. +14メートルとの津波水位も、かかる見地から敷地高さ+1メートルとの条件を設定したものにはすぎない（このことは、他のプラントにおいても機械的に建屋の敷地高さ+1メートルを仮定水位として設定していることから明らかである。）。したがって、溢水勉強会の検討結果をもって本件事故に至る程度の津波の到来について、被告国に予見可能性があったと認めることはできない。

第3 土木学会津波評価部会のアンケート結果は、被告国の予見可能性を基礎づけるものではなく、長期評価の信頼性の根拠となるものともいえないこと

1 原告らの主張

原告らは、「土木学会津波評価部会は、2004年に日本海溝で起きる地震に詳しい地震学者5人に、津波地震がどこで起こりうるか、どのくらいの規模になるか、既往最大を超えるかなどのアンケートをしている。その結果、『津波地震は（福島沖を含む）どこでも起きる。』とする方が有力だった。」ことなどが『三陸沖北部から房総沖海溝より』と名付けた領域ではどこでもM8・2の津波地震が起きうる可能性がある」と結論付けた」長期評価の信頼性が高かった根拠となる旨主張する（原告ら準備書面(21)14ページ）。

2 被告国の反論

土木学会津波評価部会は、平成20年度にも確率論的津波ハザード解析に適用するロジックツリーの重みについてアンケート調査を行った。その際のアンケートの配布先は、同評価部会の委員及び幹事34名並びに外部専門家5名の合計39名であった。そのうち、アンケート回収数は34、各設問について10ないし28名の回答を得ている。なお、重みについては、地震学者を他の見識者の4倍とした（丙A第76号証1ページ）。

その上で「三陸沖～房総沖海溝寄りの津波地震活動域（JTT）」について、「超長期の間にM_t8級の地震が発生する可能性」についてアンケートを行ったところ、分岐①「過去に発生例がある三陸沖（1611年、1896年の発生領域）と房総沖（1677年の発生領域）でのみ過去と同様の様式で津波地震が発生する」とした重みが「0.40」、②「活動域内のどこでも津波地震が発生するが、北部領域に比べ南部ではすべり量が小さい（北部赤枠内では1896モデルを移動させる。南部赤枠内では1677モデルを移動させる）」とした重みが「0.35」、③「活動域内のどこでも津波地震（1896年タイプ）が発生し、南部でも北部と同程度のすべり量の津波地震が発生する（赤枠全体の中で1896モデルを移動させる）」とした重みが「0.25」であった（同号証20ページ）。

すなわち、重みの総計は、①過去に発生例がある三陸沖と房総沖でのみ同様の様式で津波地震が発生するとしたものが最も有力であった。また、活動域内のどこでも津波地震が発生するとしたものが②と③の合計である「0.6」と過半数を超えているとはいえるものの、その中でも、②の意見のほうが有力であったように、福島沖である南部のすべり量は北部より小さいと考えられていた。そもそも、アンケートの内容が「超長期の間にM_t8級の地震が発生する可能性」であったことから明らかなとおり、本件地震のようにマグニチュード9クラスの巨大地震が発生することは、当時においては予測できないものであった。

なお、同アンケート結果には平成16年度に行われたアンケートに同様の設問があった場合には、その際の結果も記載されている（同号証1ページ）。しかし、上記「三陸沖～房総沖海溝寄りの津波地震活動域（JTT）」についての設問には、平成16年度の結果が記載されていない。

上記のとおり、平成20年度の時点では、過去に発生例がある三陸沖と房総沖でのみ同様の様式で津波地震が発生するとしたものが最も有力であったことからすれば、原告らが違法を主張する平成14年ないし平成18年の時点においても、福島県沖日本海溝寄りの海域において、明治三陸地震と同規模の津波地震が起こるとの見解が有力であったとは認められない。まして、本件地震のようにマグニチュード9クラスの巨大地震については、アンケートの対象にすらなっていないのであり、土木学会津波評価部会のアンケート結果に基づいて被告国の予見可能性を認めることはできず、これが長期評価の信頼性が高かった根拠となるかのようにいう原告らの主張は失当である。

第4 長期評価の取扱いに関する中央防災会議の判断が不当であるとする原告らの主張が失当であること

1 原告らの主張

原告らは、東京大学教授島崎邦彦氏（以下「島崎氏」という。）の論文やこれを引用する添田氏の意見に基づき、長期評価の取扱いに関する中央防災会議の判断が不当である旨主張する（原告ら準備書面(21) 14～18ページ）。

2 被告国の反論

しかしながら、被告国第2準備書面（45～48ページ）で述べたとおり、プレート間大地震の発生領域及び発生確率の評価の信頼度については、地震本部自身により「やや低い」と評価されている上に、平成15年当時、「長期評価」と整合しない見解も複数存在していた。また、同準備書面（50, 51ページ）で述べたとおり、政府事故調査最終報告書によれば、本件地震発生以前は、地震学者の間でも、沖合の海溝寄りの領域で発生する津波地震については、島崎氏のように「長期評価のようにM8クラスの地震が三陸沖から房総沖にかけてのどこでも起こり得る」とする考えだけでなく、それとは反対に、「特定領域でしか起こらない」とする考えもあった（甲A第3号証・本文編303, 304ページ）。

念のために述べると、被告国第2準備書面第3の3(5)ウ（46, 47ページ）のとおり、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会では、福島県沖海溝沿いの領域が防災対策の検討対象とならなかったところ、添田氏は、島崎氏の「中央防災会議は、津波地震に関する地震本部の長期予測（引用者注：長期評価）を受け入れず、主に明治三陸津波地震に備える体制を決定した。これが甚大な津波災害と原子力事故をもたらした。」旨の論文を引用して（甲B第48号証）、福島県沖海溝沿いの領域を対象としなかった中央防災会議の判断を批判している。

しかしながら、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会においては、飽くまで防災対策を基本とする観点から対象とする地震の絞り込みを図り、「検討対象地域で発生する地震については、過去資料及びこれまでに得られている科学的知見を基に、予防対策と応急対策それぞれの防災対策の観点

から想定すべき地震像並びに地震動及び津波により著しい被害を生じるおそれのある地域を検討」している（丙A第27号証・中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」（第3回）「検討対象とする地震について」1ページ）。そして、昭和三陸地震（昭和8年3月3日に岩手県の東方沖約200キロメートルを震源として発生した地震）の震源領域の南側を検討の対象とし、当該領域で地震が発生した場合を仮想した津波の試算が行われ、専門家において議論がなされたものの、そのような地震については「発生の可能性に関する十分な知見が得られていない」として防災対象地震から除外するに至った。また、最終的な報告（丙A第26号証）では、防災対象地震の選定は過去に実際に発生した地震に基づき検討することを基本とするとともに、地震像が明らかになっておらず津波の再現モデルが構築できなかった地震については、津波堆積物等の調査の進展を待って取扱いを検討することとされた。このような考えの理由は、一連の検討により防災対象とする地域が決まった後は防災計画の策定等が法律上義務化されていくが、そのような行政行為を行うには、相当の説得力を持つ根拠が必要であったためである（甲A第3号証・本文編305～307ページ）。同専門調査会は、このようにその当時としては合理的な理由に基づいて福島県沖海溝沿いの領域を対象としなかったものであり、対象とならなかつた経緯が同専門調査会の判断の信頼性に影響するものではないのであるから、島崎氏が本件地震後の時点で上記批判をしていることが、直ちに、平成14年当時における津波の予見可能性に関する原告らの主張の根拠になるものではない。

第5 被告国が原子力の安全確保についての責任を果たさなかつたという原告らの主張が失当であること

1 原告らの主張

原告らは、原子力安全委員会が平成18年9月19日に耐震設計審査指針を

改訂したことを受けて、「保安院が各電力会社にバックチェック（引用者注：耐震バックチェック）を指示し、津波への安全性が公開の場で再検討されることになった」にもかかわらず、被告東電がその最終報告書の提出を平成28年1月とするなど、「様々な段階で、再検討が先延ばしにされていた」などとし、被告国が原子力の安全確保についての責任を果たさなかった旨主張する（原告ら準備書面(21) 28～31ページ）。

2 被告国の反論

しかしながら、被告東電において耐震バックチェック最終報告書の提出予定を平成28年1月としていることは、被告国には報告されていなかった。

また、耐震バックチェックは、全国23の原子炉施設について同時進行的に行われていたものであるところ、保安院は、原子力安全委員会の要請を受けて、耐震バックチェックの確認作業を加速すべく、保安院内にプロジェクトチームを発足した上、電気事業者に対して、全てのプラントを対象とした中間報告等の提出を要請し、電気事業者や電気事業連合会を通じてその進捗状況を確認し、「耐震バックチェック進捗状況一覧」（丙A第77号証）を随時更新することなどにより、耐震バックチェックの進捗状況を把握していた。

すなわち、保安院は、平成21年1月8日に原子力安全委員会から耐震バックチェックの検討状況を点検し、体制強化の必要性も含め検討の進め方について再調整を行った上で報告するよう要請を受けて、耐震バックチェックの確認作業を加速すべく、保安院内に新たに担当審議官をプロジェクトリーダーとする耐震バックチェックプロジェクトチームを発足し、担当者を集中的に投入する体制に整えた。さらに、保安院は、耐震バックチェックの今後の検討の進め方として、従前は、電気事業者に対して、各発電所1プラント以上を対象として耐震安全性評価を行い中間報告等の提出を要請していたところ、原子力安全委員会の要請を受けて、電気事業者に対し、可及的速やかに全てのプラントを対象に耐震安全性評価を行い中間報告等の提出を要請したり、耐震安全性評価

の前提となる基準地震動の策定の加速化を図ることとし、電気事業者から提出を受けた中間報告等に対する評価についても、評価が終了した事項と残された課題を整理しつつ、全体評価の終了を待つことなく、公表可能なものはできるだけ速やかに保安院としての確認結果を取りまとめ、おおむね平成21年度内（平成22年3月まで）を目途に公表する方針を打ち出した（丙A第78号証、同第79号証）。

これらを受けて、保安院の電気事業者らに対する具体的な指導、指摘として、保安院が合同WGの議論に基づき、平成21年7月21日付けの本件各評価書（被告東電の耐震バックチェック中間報告書に対する保安院の評価書・丙A第37号証、同第38号証）において「現在、研究機関等により869年貞観の地震に係る津波堆積物や津波の波源等に関する調査研究が行われていることを踏まえ、当院は、今後、事業者が津波評価及び地震動評価の観点から、適宜、当該調査研究の成果に応じた適切な対応を取るべきと考える。」と指摘するなど（同号証24ページ）、貞観津波に関する調査研究結果に応じた適切な対応を被告東電に対して求めたことは、被告国第5準備書面第6の4(2)エ（62、63ページ）のとおりである。また、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震の影響で耐震バックチェックの作業が遅れてしまったものの、保安院が、平成22年6月頃、電気事業連合会に各事業者のバックチェックの進捗状況をまとめた一覧表を作成させるなどし、平成23年3月7日にも、被告東電に対して、早期に津波対策についての検討を行い、バックチェックの最終報告書を提出するよう促すなどしていたこと（甲A第2号証・404ページ以下）は、被告国第2準備書面第4の2(5)（107ページ）、被告国第5準備書面第6の4(2)オ（64、65ページ）のとおりである。

さらに、被告国第5準備書面第6の4(2)オ（64、65ページ）で述べたとおり、耐震バックチェックの作業が当初の計画から遅れた要因として、電気事業者において、改めて「活断層評価、地震動評価等のための追加の調査等」

が必要になったことが挙げられるところ、新潟県中越沖地震の発生を受けて電気事業者において必要となった「活断層評価、地震動評価等のための追加の調査等」について、東電事故調査最終報告書（乙A第4号証の1・14，15ページ）には、以下のとおり記載されている。

「追加の地質調査としては、発電所周辺陸域における反射法地震探査（地震探査は、陸上における地下探査方法の一つであり、人工震源から地下に向けて地震波を出し、地下の様々な構造で反射してきた波を受信し、それを解析することにより地下の地質構造等を推定する。なお、反射波については、海上音波探査と同様にマルチチャンネル方式で受信する。）、海域におけるマルチチャンネル方式の海上音波探査（海上音波探査は、海上における地下探査方法の一つであり、船で曳航した人工音源から水中で音を発振し、海底下の様々な構造で反射してきた波を受信し、それを解析することにより海底下の地質構造等を推定する。マルチチャンネル方式では、多成分の反射波を受信することにより、探査の能力を高め、深部までの地質構造を推定することが可能となる。）が挙げられる。また、福島において耐震設計上考慮すべき活断層として評価している双葉断層については、南限付近においてボーリング調査を、北方延長部においては地表地質調査を追加実施した。このため、当初平成19年3月に完了予定としていた地質調査を平成20年3月完了に変更した。（中略）新耐震指針に伴う耐震バックチェックについては、2回の原子力安全・保安院からの指示文書により地質調査、解析見直し等が必要となった。地質調査にあたっては、正味の調査期間の他、調査エリアの住民の方々への説明や理解の期間、調査に必要な船舶や機器等の手配調整が必要となる。陸域で実施する地下探査や海域で実施する海上音波探査ともに、特殊な機材を使用する調査であり、実施可能な機関が限定される。また、解析等においては、モデル作成や対策案検討のための現場調査や解析作業に精通した技術者が必要となるが、すべての電気事業者が原子力安全・保安院の指示で一斉に動き出したために、対応できる技術者

が不足した。その結果，新潟県中越沖地震による被害の対策の教訓や耐震バックチェックの中間報告への対応に時間を要し，最終報告書の提出時期の見通しも得られなかった。加えて，中間報告では，基準地震動S s策定とともに，新潟県中越沖地震で得られた知見に対する評価もしているが，その評価に対する原子力安全・保安院や原子力安全委員会における審議での了解なくして，次のステップに本格的に作業を進めることはできないことから，審議期間の長期化は，報告書の提出時期の遅れとなった。国の審議にも限界があり，すべての電気事業者の原子力プラントが集中的に審議されることとなったため，必然的に審議期間は長期化せざるを得なかった。」

以上のとおり，新潟県中越沖地震の影響により，様々な追加調査が必要となる一方，技術者の不足等により，やむを得ず耐震バックチェックの作業が遅れてしまったものである。したがって，保安院において進捗について十分に監督を行わなかったため，結果として耐震バックチェックの大幅な遅れを招いたとの原告らの主張は誤りである。

以 上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
訴状訂正申立書	平成25年6月10日付け訴状訂正申立書	答弁書	1	
訴状	訴状訂正申立書別添の訴状	答弁書	1	
福島第一発電所	東京電力福島第一原子力発電所	答弁書	2	
本件将来請求	請求の趣旨第3項(2)、第4項(2)及び第5項(2)の各請求のうち本件訴訟事実審口頭弁論終了後の支払を求める部分	答弁書	2	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	5	
福島第一発電所事故	平成23年3月11日に被告東電の福島第一発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	5	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	8	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	11	
ソ連	旧ソビエト連邦	答弁書	11	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	16	
原賠審査会	原子力損害賠償紛争審査会	答弁書	16	
原賠支援機構	原子力損害賠償支援機構	答弁書	17	
中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	答弁書	18	

中間指針第1次 追補	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）（第一次追補）	答弁書	18	
中間指針第2次 追補	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）	答弁書	26	
昭和36年長期 計画	昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	39	
昭和42年長期 計画	原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	40	
最終処分計画	特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画	答弁書	41	
機構	原子力発電環境整備機構	答弁書	41	
昭和53年長期 計画	原子力委員会が昭和53年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	42	
昭和57年長期 計画	原子力委員会が昭和57年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43	
昭和62年長期 計画	原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43	
平成6年長期計 画	原子力委員会が平成6年6月24日に新たな「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	46	
平成12年長期 計画	原子力委員会が平成12年11月24日に新たな「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	47	
「長期評価」	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	答弁書	53	
政府事故調査中 間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書	55	
国賠法	国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）	答弁書	57	

放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第1準備書面		
原災法	原子力災害への対応を規定した原子力災害対策特別措置法	第1準備書面	5	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第1準備書面	5	
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書面	7	
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第1準備書面	11	
本件設置等許可処分	福島第一発電所1号機については、昭和41年12月1日、同2号機については、昭和43年3月29日、同3号機については、昭和45年1月23日、同4号機については、昭和47年1月11日にそれぞれされた設置（変更）許可処分	第1準備書面	14	
後段規制	設計及び工事の方法の認可から施設定期検査までの規制	第1準備書面	16	
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書面	17	
昭和45年安全設計審査指針	昭和45年4月18日に動力炉安全基準専門部会によって策定され同月23日に原子力委員会においても了承された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」	第1準備書面	19	
平成13年安全設計審査指針	昭和45年安全設計審査指針は、昭和52年6月にその全面改訂が行われ、平成2年8月30日付け原子力安全委員会決定により全面改訂がされ、平成13年3月29日に国際放射線防護委員会による1990年勧告を受けて一部改訂がされた	第1準備書面	19	
				25

平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に改訂された耐震設計審査指針	第1準備書面		
			26	
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日、原子力安全委員会において、決定された耐震設計審査指針	第1準備書面		
			30	
本件地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第1準備書面		
			35	
電気事業法	平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第2準備書面		
			1	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第2準備書面		
			3	
宅建業者最高裁判決	最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第2準備書面		
			5	
本件各判決	宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面		
			7	
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第2準備書面		
			7	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面		
			7	
宅建業法	宅地建物取引業法	第2準備書面		
			8	
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第2準備書面		
			13	
その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第2準備書面		
			16	
延宝房総沖地震	慶長三陸地震（1611年）及び1677年11月の地震	第2準備書面		
			31	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術	第2準備書面		
			33	
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」	第2準備書面		
			51	

貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来したとされている津波	第2準備書面		54
スマトラ沖地震	平成16年インドネシアのスマトラ島沖で発生した地震	第2準備書面		57
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部門が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第2準備書面		59
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第2準備書面		63
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第2準備書面		63
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第2準備書面		63
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第2準備書面		63
佐竹ほか(2008)	平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)と題する論文	第2準備書面		77
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波, 地質・地盤合同ワーキンググループ	第2準備書面		79
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第2準備書面		79
原告ら準備書面(2)	原告らの2013(平成25)年1月7日付け準備書面(2)	第4準備書面		1
福島第二発電所	被告東電の福島第二原子力発電所	第4準備書面		11
原告ら準備書面(10)	原告らの2014(平成26)年3月12日付け準備書面(10)	第5準備書面		1

原告ら準備書面(13)	原告らの2014(平成26)年5月7日付け準備書面(13)	第5準備書面		1
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ	第5準備書面		39
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802ページ	第5準備書面		40
原告ら準備書面(11)	原告らの2014(平成26)年3月5日付け準備書面(11)	第6準備書面		1
原告ら準備書面(14)	原告らの2014(平成26)年5月7日付け準備書面(14)	第6準備書面		1
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針	第6準備書面		55
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	第6準備書面		55
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	第6準備書面		79
原告ら準備書面(18)	原告らの2014(平成26)年10月29日付け準備書面(18)	第7準備書面		1
事故解析評価	原子炉設置許可処分申請に際して申請者が実施する事故防止対策に係る解析評価	第8準備書面		7
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	第8準備書面		12
起因事象	異常や事故の発端となる事象	第8準備書面		25
安全系	原子炉施設の重要度の特に高い安全機能を有する系統	第8準備書面		26
原告ら準備書面(21)	原告らの2015(平成27)年3月12日付け準備書面(21)	第9準備書面		1
添田氏	添田孝史氏	第9準備書面		1
島崎氏	東京大学教授島崎邦彦氏	第9準備書面		5

特に断らない限り答弁書とは、平成25年9月5日付け答弁書を指す。